

## 建築確認・検査申請手数料

表1 建築確認・検査申請

(非課税単位:円)

(単位円)		確認審査 ※1~※6 ※12※13※18	特定中間	完了検査 ※10※14 ※15※19	完了検査 (中間がある場合)	仮使用認定	
						一般 ※7※8	外構未完成※9 既存建築物除却
A ≤ 100	法6条の4該当	21,000	20,000	23,000	20,000	62,000	62,000
	特例なし	30,000	24,000	32,000	30,000		
	構造計算あり	60,000					
100 < A ≤ 200	法6条の4該当	28,000	25,000	29,000	27,000	87,000	68,000
	特例なし	40,000	34,000	38,000	35,000		
	構造計算あり	98,000					
200 < A ≤ 500	法6条の4該当	39,000	30,000	44,000	42,000	120,000	89,000
	特例なし	72,000	55,000	59,000	58,000		
	構造計算あり	120,000					
500 < A ≤ 1,000		150,000	90,000	130,000	120,000	180,000	160,000
1,000 < A ≤ 2,000		200,000	130,000	150,000	140,000		180,000
2,000 < A ≤ 3,000		280,000	160,000	200,000	190,000	250,000	230,000
3,000 < A ≤ 4,000		330,000	170,000	220,000	210,000		250,000
4,000 < A ≤ 5,000		390,000	190,000	250,000	240,000		280,000
5,000 < A ≤ 6,000		460,000	220,000	270,000	260,000		300,000
6,000 < A ≤ 8,000		480,000	230,000	290,000	280,000		320,000
8,000 < A ≤ 10,000		500,000	240,000	320,000	310,000		350,000
10,000 < A ≤ 20,000		580,000	300,000	350,000	340,000		380,000
20,000 < A ≤ 50,000		740,000	340,000	440,000	430,000		470,000
50,000 < A ≤ 100,000		1,250,000	620,000	760,000	740,000	790,000	
100,000 < A		1,600,000	850,000	950,000	940,000	980,000	
昇降機 (エレベーター等※16)		22,000	/	27,000	計画変更 10,000		
昇降機 (ホームエレベーター等※17)		18,000		22,000	計画変更 9,000		
工作物		25,000		24,000	計画変更 11,000		
令138条第2項、第3項 (遊戯施設等)		※11		※11	計画変更※11		
令138条第3項2号		※11		※11	計画変更※11		

- ※ ワンクリー倶楽部会員で、建築確認申請提出時に加算依頼書を添付することで、確認申請手数料にワンクリアーポイントが加算されます。電子申請の場合はプラス500ポイント加算します。
- ※1 用途変更については、当該用途変更に係る部分を申請面積として算定します。
- ※2 既存建築物への遡及適用等がある建築の場合は、当該部分の床面積を加算して算定します。
- ※3 大規模の修繕、大規模の模様替えは、計画部分の床面積の 1 / 2 に該当する面積で算定します。
- ※4 申請が複数棟である建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイント等により相互に応力を伝えない構造方法(以下「Exp.J等」という。)で接している建築物の部分も同様)に係る申請は、表2の延べ面積区分により算出した額を構造計算上の棟数から1を控除した数に乗じて得た額を加算します。なお、混構造の場合も準ずる。
- ※5 法第6条の3「特定構造計算基準のうち確認審査が比較的容易にできるものの審査(ルート2基準審査)」を

- 適用する申請は、表3の延べ面積区分により算出した額をExp.J等で接している建築物の部分ごとに加算します。
- ※6 建築物の計画変更は、変更に係る部分の面積の1/2に該当する部分の床面積(床面積が増加する変更は、当該床面積を加算する。)で算定します。なお、算定した面積が30㎡以内の場合は、手数料12,000円とします。
  - ※7 仮使用認定(一般)については、仮使用対象部分の面積とします。
  - ※8 仮使用認定(一般)の完了検査は、通常的面積区分(仮使用部分含む全体面積)の手数料とします。
  - ※9 仮使用認定(外構未完成・既存建築物除去)については、仮使用する棟の床面積に基づく完了検査手数料に、30,000円を加算します。
  - ※10 仮使用認定(外構未完成・既存建築物除去)についての完了検査手数料は、一律の30,000円とします。
  - ※11 別途協議により算出します。
  - ※12 表4に該当する審査を要する場合は、該当項目の額を加算します。
  - ※13 型式部材等製造者認証を受けた建築物の場合、500㎡以内は3,000円、500㎡超は10,000円減額します。
  - ※14 省エネ適合性判定を要した建築物の完了検査は表5-1の手数料を加算します。
  - ※15 一定範囲内の省エネ性能が低下する変更(ルートB)の審査を要する場合は、表5-2の手数料を加算します。
  - ※16 エレベーター等とは、4人乗り以上のもの、及びエスカレーターをいう。
  - ※17 ホームエレベーター等とは、3人乗り以下のエレベーターを含み、小荷物専用昇降機、段差解消装置をいう。また、段差解消装置について告示仕様の場合はエレベーター等の手数料とします。
  - ※18 既存建築物が構造不適格であり構造耐力の審査を要する場合は200㎡以内は20,000円、200㎡超え500㎡以内hは30,000円、500㎡超えは50,000円加算します。
  - ※19 完了検査手数料について、直前の確認済証又は直前の中間検査合格証もしくは直前の仮使用認定通知書の交付を当社から受けていない場合、500㎡以内は30,000円、500㎡超は50,000円、昇降機及び工作物は10,000円加算します。
  - ※20 その他特殊事情は、別途協議により算出します。

表2 構造別棟加算 ※4、※13

$A \leq 500$	50,000	<p>※4 計算例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">棟1 1800㎡ ルート3</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">棟2 500㎡ ルート3</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">棟1 1800㎡ ルート3</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">棟2 500㎡ ルート3</div> </div> <p style="text-align: center;">Exp. J</p> <p>別棟 2棟 延べ面積 2300㎡</p> <p>構造計算上の棟数 2 延べ面積 2300㎡</p> <p>手数料計算 確認審査延べ面積 + (構造計算上の棟数 - 1) × 加算額 = 手数料 280,000 + ( 2 - 1) × 90,000 = 370,000</p>
$500 < A \leq 1,000$	70,000	
$1,000 < A \leq 10,000$	90,000	
$10,000 < A$	150,000	

(単位㎡) (非課税単位:円)

表3 ルート2基準審査加算 ※5、※13

$A \leq 1,000$	120,000	<p>※5 計算例(ルート2+ルート2)</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">棟1 1800㎡ ルート2</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">棟2 500㎡ ルート2</div> </div> <p style="text-align: center;">Exp. J</p> <p>構造計算上の棟数 2 延べ面積 2300㎡</p> <p>構造別棟加算の合計+棟1のルート2加算+棟2のルート2加算=手数料 370,000 + 180,000 + 120,000 = 670,000</p>
$1,000 < A \leq 2,000$	180,000	
$2,000 < A \leq 10,000$	210,000	
$10,000 < A \leq 50,000$	250,000	
$50,000 < A$	420,000	

(単位㎡) (非課税単位:円)

表4 特殊検討加算 ※12、※13

避難安全検証法	$A \leq 2,000$	40,000
	$2,000 < A \leq 10,000$	60,000
	$10,000 < A$	80,000
耐火・防火区画検証法	$A \leq 2,000$	40,000
	$2,000 < A \leq 10,000$	60,000
	$10,000 < A$	80,000
特定天井	$200 < A \leq 500$	70,000
	$500 < A \leq 1,000$	110,000
	$1,000 < A$	150,000
防災計画書	$A \leq 2,000$	60,000
	$2,000 < A \leq 10,000$	100,000
	$10,000 < A$	150,000

(単位㎡) (非課税単位:円)

表5-1 省エネ適合性判定を要した建築物の完了検査割り増し手数料 ※14

床面積	工場等	工場等以外
$A < 2,000$	20,000	35,000
$2,000 < A \leq 3,000$	26,000	45,000
$3,000 < A \leq 4,000$	29,000	50,000
$4,000 < A \leq 5,000$	33,000	60,000
$5,000 < A \leq 10,000$	42,000	75,000
$10,000 < A \leq 20,000$	50,000	85,000
$20,000 < A \leq 50,000$	60,000	100,000
$50,000 < A$	別途見積	別途見積

(単位㎡) (非課税単位:円)

表5-2 省エネ適合性判定を要した建築物の軽微な変更【ルートB】の完了検査割り増し手数料 ※15

床面積の合計	工場等		工場等以外	
	モデル建物法	標準入力法	モデル建物法	標準入力法
$A \leq 1,000$	15,000	25,000	30,000	55,000
$1,000 < A \leq 2,000$	16,000	32,000	36,000	60,000
$2,000 < A \leq 5,000$	25,000	50,000	50,000	88,000
$5,000 < A \leq 10,000$	34,000	60,000	62,000	100,000
$10,000 < A \leq 20,000$	40,000	70,000	70,000	120,000
$20,000 < A \leq 50,000$	48,000	80,000	80,000	140,000
$50,000 < A$	別途見積り	別途見積り	別途見積り	別途見積り

(単位㎡) (非課税単位:円)

- ・割増手数料は、省エネ適合性判定を要した建築物ごとに算出した額の合計とする。
- ・省エネ適合性判定が必要な建築物で当社以外の機関が判定通知書を交付した場合は、表の各区分の額の2倍とする。
- ・省エネ適合性判定を必要とした増改築において既存部分のBEIにデフォルト値1.2を使用した場合の対象床面積の区分は既存部分の床面積を除いた床面積とする。ただし、既存部分のBEIにデフォルト値1.2を使用しない場合にあっては、既存部分を含めた建築物全体の床面積とする。
- ・一つの棟に複数用途がある場合は、用途毎の床面積で算定し加算するか、建築物全体の床面積を工場等以外の区分で算定し、いずれか低額の判定料金とする。